

IC キャッシュカード特約

2025 年 1 月 1 日現在

1. (この特約の取引における契約の成立)

当行は、お客様からこの特約の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この特約の取引に係る契約が成立するものとします。

2. (適用範囲)

- (1) この特約は、当行が発行した IC キャッシュカード（従来のキャッシュカード機能に加え、全国銀行協会標準仕様の IC キャッシュカードとしての機能、その他当行所定の取引にかかる機能（以下これらの機能を総称して「IC カード機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことで、以下「IC カード」といいます。）を使用して取引を行う場合に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「キャッシュカード規定」（以下「カード規定」といいます。）の一部を構成するとともに、同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては、同規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される用語は、この特約で定義されるもののほかは、カード規定の定義にしたがいます。なお、IC チップ内に蓄積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

3. (IC カード機能の利用範囲)

IC カード機能は、この機能の利用が可能な自動機（以下「IC カード対応自動機」といいます。）を利用する場合に、提供されます。

4. (IC カードの利用)

カード規定第 2 条に定める提携先のうち一部の提携先において、提携先の都合により IC カードの利用ができない自動機を設置している場合があります。この場合、当該自動機ではカード規定第 2 条の定めにかかわらず、IC カードは利用できません。

5. (払戻限度額)

当行は、当行および提携先の自動機を利用した預金払戻しにおける 1 日あたりの限度額について、IC カード機能を利用しない払戻しである場合、IC カード機能を利用した払戻しである場合、および IC カード機能を利用しかつ別に定める「生体認証規定」による本人確認を利用した払戻しである場合とに分けて、それぞれ定めるものとします。

6. (振込カード機能)

- (1) 当行の IC カード対応自動機において振込を行う場合は、IC カード対応自動機の画面指示にしたがって必要な操作を行うことにより、IC チップ内に当該振込にかかる振込先および振込依頼人に関する情報（以下「振込情報」といいます。）を、当行所定の件数を限度として登録し次回以降の振込に利用することができます。
- (2) IC チップ内に登録された振込情報は、IC チップが故障した場合には復元できません。また、再発行、有効期限到来による更新などで IC カードを発行する場合には、新しい IC カードには当該振込情報は引き継がれませんので、再度登録を行ってください。

7. (IC カード対応自動機の故障時の取扱い)

IC カード対応自動機の故障時には、IC カード機能の利用はできません。

8. (IC チップ読取不能時の取扱い等)

- (1) IC チップの故障等によって、IC カード対応自動機において IC チップを読み取ることができなくなった場合には、IC カード機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続にしたがって、すみやかに当行に IC カードの再発行を申し出てください。
- (2) IC チップの故障等によって、IC カード対応自動機において IC チップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

9. (有効期限)

- (1) 有効期限は、セキュリティが高度化したことから、一律 2049 年 12 月末日とします。
- (2) 有効期限経過後は、カードは無効となり利用できません。

10. (有効期限到来による新 IC カードの発行)

- (1) IC カードの有効期限の 3 ヶ月前の月末日までに解約の申出がない場合、当行は有効期限更新後の新 IC カードを届出住所宛に郵送します。なお、住所変更の届出を行っていない等により新 IC カードが到着しなかった場合、それによって損害が生じても、当行は責任を負いません。
- (2) 有効期限の到来した旧 IC カードは、契約者本人の責任において切断のうえ廃棄してください。

11. (カード発行手数料)

- (1) IC カードの発行（再発行を含みます。）にあたっては、手数料として 1,100 円（含む消費税）いただきます。
- (2) 有効期限到来による更新発行時の手数料は、無料とします。

12. (特約の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上